



Title	中井履軒の『国語』注釈について
Author(s)	寺門, 日出男
Citation	中国研究集刊. 2000, 26, p. 13-26
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60930
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中井履軒の『国語』注釈について

寺門日出男

序

懷徳堂学派の中井履軒（一七三二～一八一七）は、数

多くの中国古典に注釈を著しており、その一部分はかつて木活字版等で公刊されたり、写本によつて伝えられたりして、高い評価を得ている。

近年、履軒の注釈に関する論考が発表され^(注1)、また、大阪大学懷徳堂文庫所蔵の自筆書き入れ本が覆刻され、その業績の一端が明らかにされつつある。しかし、未だその全貌が明らかになつたとは言えず、履軒の学術上の業績も、十全に活用されていとは言い難い。また、履軒撰と伝えられていても、その真偽すら明らかになつていいものもある。

本稿は、履軒が撰したと伝えられている『国語』注釈を検討して、その真偽を明らかにし、もつて今後の『国

語』研究・懷徳堂学派研究に資することを目的としている。

履軒がどのような書籍を所蔵していたのか、また、どの書籍に書き入れを行なつていてのかを知る上で、極めて重要な資料となるのが、『天樂樓書籍遺藏目録』（天樂樓は、履軒が居住していた借家の一室の名称）である。この資料は現在、大阪大学懷徳堂文庫に収められている鈔本である。

この目録には、天保五（一八三四）年甲午十月下旬といふ、目録作成の時期、竹島衡（簗山）という、校正者の名、中井威奈太郎（履軒の孫桐園か）という、目録作成者と思われる人物の名が記されている。この年、履軒の後をうけて水哉館（履軒が開いた私塾）教授となつていた袖園（履

軒の子)が没(五月二十一日)し、塾は閉じられている。この目録は、その際に水哉館に保存されていた履軒遺蔵の書籍を整理して、作成・校正されたものであろう。校正者・竹島寅山は、履軒に親炙していた弟子である。履軒は、自分の著述を他者に見せることを極端に嫌っていたが、竹島には雕題類(履軒の書き入れ本)の鈔写を許可していたようである。恐らくは、履軒没後も、彼がその蔵書管理の責任者的な役割を果たしていたのではないかと考えられる。ちなみに、『史記雕題』の現存する鈔本のほとんどが、竹島の鈔本からの転鈔本である。履軒の撰述した雕題類の原本は、竹島だけが筆写を許され、懐徳堂外部の者は通常、竹島の鈔本によってのみ、見ることが出来たのであろう。

この目録には、紛失した本の名と巻数などの本を誰に貸したか、ということまで詳細に記されている。恐らく竹島は、履軒所蔵の書籍について孫の桐園以上に熟知していたと思われ、その信頼性は極めて高い。目録の中に『国語』版本としては一種類だけ、「頭書国語雕題五冊」とある。この記述から、履軒が所蔵・書き入れていた『国語』が、一部だけであつたことは、ほぼ間違いないであろう。

現在、履軒自筆の『国語』書き入れ本は所在未詳であるが、履軒の『国語』注釈とされているもので、管見に入つたものに、次の三点がある。

甲・鈔本

① 国立国会図書館蔵『国語聞書』三巻三冊(以下、『聞書』と略称)

『新編帝国図書館和古書目録』(昭和六十年十月・東京堂出版発行)では、中井履軒の撰としている。文章は漢字片仮名交じりの口語体で書かれており、講釈の筆記録を淨書したものと考えられる。国会図書館には、この書の他にも、履軒撰と称する、「『聞書』と題する聞書類が、多數所蔵されている。これらには、「明治三四・一一・一六・購求」の館印があり、一括購入されたものである。『聞書』には、館印の他にも「撫」・「齋」という押印があるが、どのような事情によるものかは未詳である。

講釈者・聴講者・淨書者は、いずれも未詳である。加地伸行氏は『中国思想からみた日本思想史研究』(昭和六十年十一月・吉川弘文館発行・三二四頁～三三二五頁)において、同館所蔵の『論語聞書』に「中井先生曰ク」と記されている箇所があることを指摘し、同書が中井竹山(履軒の兄・懐徳堂学主)・履軒たちの講義であつた可能性があるとしているが、『聞書』には、そのような日本の儒者の説の引用であると分かる記述は、一切ない。

加地氏は、『論語聞書』に大阪方言が多く使われている

ことも、同書で指摘しているが、この『聞書』において

も、「アンジョウ（ちやんと）・デケル・ヨウセズ」のような大阪方言が随所に見られる。従つて、『聞書』もまた、大阪付近で行われた講釈の記録であろうと推定される。

②筑波大学附属図書館蔵『国語雕題』不分巻五冊（以下、筑波本と略称）

各冊の表紙に「國語雕題」^幾という書題簽が貼られている。内題に「國語雕題」と掲げているのみで、撰者の名は記されていない。「河野藏書」・「第一臨時教員養成所図書印」・「登録和臨269號 昭和4・9・3」という印記がある。現在、私が確認している、唯一『国語雕題』と称している鈔本である。残念ながら周語下の大略（注二十字を残すのみ）・吳語の後半・越語上・越語下の注釈を欠いており、完本ではない。

その内容は、当該の『国語』本文もしくは韋昭注の句を抜き出し、その後に漢文の注釈を記すというものである。ほとんどは注釈者の名を記していないが、「（太宰）春臺曰」・「林曰」という注釈者名を冠するものが散見する。太宰春臺自身は『国語』注釈を撰してはいないが、弟子の渡辺蒙庵が『春秋外伝国語解刪補』二巻を撰し、春台の説を多く収めているところから、同書に拠つて付

け加えられたものと思われる。

ちなみに、各地に散在する用竹島簣山鈔本『史記雕題』には、共通して岡田龍洲『史記鯨』の注が加えられている。『史記雕題』原本に岡田の注は見られないことから、竹島が鈔写の際に補つたものと考えられる。

筑波本が『史記雕題』の場合と同様に、竹島簣山鈔写の履軒撰『国語』注釈を転写したものであるならば、太宰等の注も竹島が加えたものかもしれない。

乙 刊本

③明治十七年十一月刊『標註国語定本』二十一巻六冊（以下、「標註」と略称）

『標註』は、尾張の儒者・秦滄浪（鼎）が編んだ『国語定本』（文化六年刊。以下、「定本」と略称）を覆刻し、その上欄及びのどに、また、稀に上層『定本』注の余白部分に、高木熊三郎が「標註」を加えたものである。内題には、「吳 韋昭 解・宋 宋庠 補音・尾張 秦鼎 定本・浪華 中井履軒 雕題・浪華 高木熊三郎 標註・標註國語定本 六冊・浪華 溫古書屋藏版」とある。

高木熊三郎の経歴は未詳であるが、菊池三溪（京都の儒者・一八一九～一八九一）が序文を書いていることから、菊池の門下生もしくは弟弟子であつた可能性が高い。ま

た、「標註」の中には、履軒の注以外に、「蕉園（履軒の甥、中井蕉園か。）曰」という注もみられる。菊池と蕉園（一七六七～一八〇三）との世代が離れていることから、高木が蕉園の受業生であったとは考えにくい。しかし、懷徳堂出身者と何らかの関わりがあつて、蕉園の講釈を伝聞していた可能性はある。

高木は、「標註」の「例言」において、「国語」注釈としては秦滄浪『定本』と龜井昭陽『国語考』とが優れてゐるとして、「若し能く龜・秦二家の説に拠り、以つて本文を解さば、則はち大路坦然として、（中略）必らずしも指南車に借りずして自ら至れり。」と述べ、秦・龜井両注の精華を探れば、「国語」解釈は万全であるとしている。「標註」には「履軒曰」・「參樹曰」・「春臺曰」のように、注釈者の名を明らかにしているものもあるが、ほとんどは注釈者名を明記していない。従つて、「例言」のこの文を見る限り、「標註」は秦滄浪『定本』に『国語考』の注を加えることによって成つたと考えるのが自然である。別に注釈者の記載が無い限り、その注釈は原則として『国語考』のものと判断するのが当然であろう。

しかし、奇妙なことに、東京都立中央図書館所蔵の鈔本『国語考』と対照した限り、龜井の注は全く採られていない。そもそも、『国語考』では、『定本』の注を非難

するものが多数あり、甚だしい場合、秦の見識の低さを「小兒之言」とまでこき下ろしている（注²）。龜井の『定本』評価がこのようなものである以上、高木が『国語考』を見ていたならば、前掲のような「例言」を書くこと自体、理解に苦しむ。あるいは高木は他者から『国語考』についての評を伝聞しただけで、同書を実見していないのではないかとも思われる。『国語考』には、東京都立中央図書館蔵以外にも鈔本があり、その全てを実見していないので断言はできないが、現段階では、『国語考』の注は皆無と考えられる。

その注は、筑波本の欠落部分を除けば、いくらかの文字の異同はあるものの、ほとんどが筑波本のものと同じである。筑波本に採られていないもので、「標註」にあり、かつ「履軒曰」と、明記されているものも、僅かながら存在するが、全体としては筑波本に比べると、大量の注釈が削除されている。恐らく、注釈が多過ぎて、載せきれなかつたのであろう。

二

まず、前掲の三書が何を底本として撰されたのかを検討してみたい。各自に収められている注釈を比較対照す

ると、先に述べたように、『標註』の注は、『標註』の「参考書」等、履軒の注釈ではないことが明示されているものを除き、筑波本と重複するものがほとんどである。従つて、この二つは、同じ『国語』注釈を基にしており、当然ながら底本は一つと考えていいだろう。以下、筑波本・『標註』に採られている注（履軒以外の人物の注と明記されているものは除く）を『雕題』と仮称する。一方、『聞書』の注は、『雕題』とは別の注釈であり、その底本については別個に検討しなければならない。

まず、『聞書』を見ると、それが『定本』に基づいて講

		表(注4)		道春点本		千葉本		冢田本		覆天聖明道本		『定本』		筑波本	
十		一	周上	周下	周上	周上	周下	周上	周中	周上	周下	周上	周中	周上	周下
九		二	魯上	齊	周中			魯上	魯下	魯上	魯下	魯上	魯下	魯上	齊
八		三	晋一	晋四	周下			齊	晋二	晋一	周下	晋三	晋二	晋一	晋四
七		四	晋五	晋九	魯上	魯下		晋二	晋五	齊	晋四	晋七	晋五	晋九	晋四
六		五	鄭	越下	齊	晋二		晋三	晋五	晋五	晋八	晋七	鄭	(越下)	晋四
五		六	晋三	晋四	晋三	晋五		楚上	越下	楚上	楚下	楚上	鄭	(越下)	晋四
四		七	晋五	晋九	鄭	晋六	晋九	國語札記							
三		八	晋八	晋九	鄭	晋六	晋九								
二		九	鄭	楚下	鄭	晋六	晋九								
一		十	吳	越下	吳	晋六	晋九								

義されたものであることは、その注が秦滄浪撰「上國語定本稿」に対するものから始まっていること等、その注釈および引用されている『国語』本文・韋昭注の表記が一致することから、間違いない。

一方、『雕題』の注釈を検討してみると、それらは林羅山が訓点を施した、所謂道春点本^{注3}に基づいて撰されたものであることが分かる。その根拠としては、以下の二点が挙げられる。

- ①筑波本が五分冊になつており、しかも、各冊への巻の配当が、表のように道春点本のそれと一致すること。

②以下の例のように、『雕題』の注釈が道春点本系(注5)の表記と悉く一致すること。

i 『国語』昔我先世后稷、(周語上)

『雕題』「先世」、猶先代也。謂祖先之世。不勞

別解。

※『定本』は「先世」を「先王世」に作る。

ii 『国語』道路以目、(周語上)

〔韋昭注〕不敢發言、以目相盼而已。

『雕題』「盼」、當作「眄」。音面。

iii 『国語』「定本」は「盼」を「眄」に作る。

『国語』「定本」は「不懃」、(周語上)

〔韋昭注〕(前略)棄而不戰。

『雕題』注「戰」、當作「載」。

※『定本』は「戰」を「載」を作る。

iv 『国語』不藉千畝、(周語上)

〔韋昭注〕(前略)田藉千畝、諸侯百畝、自厲王之

流、(後略)

『雕題』「田藉」、疑當作「藉田」。

※『定本』は「田藉」を「藉田」に作る。

i ~ ivの例は、いづれも『雕題』が『定本』に基づいて撰されたのであれば、つけられる筈のない注ばかりである。無論、このような例は周語上篇だけにあるのでは

なく、『雕題』全篇を通して見られるものである(注6)。

『雕題』の底本が、先の表に掲げた和刻本以外の可能性も考えられなくはない。しかし、履軒が書き入れをした本は、現存のものを見る限り、全て当時通行の和刻本を用いている。『雕題』が履軒の撰であるならば、底本が道春点本であつたことは、ほぼ確実であろう。

三

このように『雕題』・『聞書』両者が基づいた底本は異なるのであるが、それだけではなく、両者の注釈の性質も、異なる。以下に示すように、『聞書』は韋昭注を敷衍するものが多いのに對し、『雕題』では、しばしば韋昭注に對して異を唱えている(注7)。

i 『国語』阜其財求、(周語上)

〔韋昭注〕「阜」、大也。大其財求、不鄣壅也。

『聞書』「財求」ハ、タダ財宝ヲ云フ也。其ノ民

ノ財宝ヲ大ニシテ、ドコモカモ財用ニ

フジウナキヨウニシテツカハス也。(傍

線引用者。引用に際し、表記を一部改め、記号を補つた。以下同じ。)

『雕題』「阜」、盛也。註非。

ii 「國語」實永纏而賴之。（魯語上）

〔韋昭注〕「賴」、蒙也。

〔聞書〕「賴、蒙也。」ハ、賴ハ恩ヲコウムルト

云義也。

〔雕題〕「賴」、依也、利也。

iii

「國語」使鮑叔爲宰。（齊語）

〔韋昭注〕「鮑叔」、齊大夫、姓姬之後、鮑敬叔之

子・叔牙也。宰、大宰也。

〔聞書〕鮑叔牙ニ大宰ノ役タラシム也。大宰ハ

官名也。國ノ政ニアツカル役也。

〔雕題〕据『史記』、叔牙是賤人、似非世家貴臣

子弟也。註難從。

iv 「國語」夫成子之道前志以佐先君、（晉語六）

〔韋昭注〕「道」、達也。

〔聞書〕「道前志」ハ前代ノ記録ノ書ヨリ通達スルト也。

〔雕題〕「道」謂誦言・稱述也。

v 「國語」其民怠沓其君、而未及周德、（鄭語）

〔韋昭注〕「怠」、慢也。忠信爲周。言民慢讐其君、

而未及於忠信也。

〔聞書〕「怠沓其君」ハ、其ノ君ヲアナドリナイ

ガシロニスルト也。「未及周德」ハ、「周」

八忠信也。忠信ノ徳ニ及バズト也。

〔雕題〕「周徳」、謂周室之衰替。言民雖怠沓、

而未至于周室亂敗之甚也。

もつとも、『聞書』も韋昭注の全てを肯定している訳ではなく、異を唱えている講釈も、少數ながらも存在する。しかし、それらは以下に示すように、『雕題』と明らかに矛盾する場合がある。

i 「國語」烝、將墮僖公。（魯語上）

〔韋昭注〕「烝」、進也。

〔聞書〕「烝」ハ、ススメルト云フハ非也。「烝」

ハ冬ノ祭リノ名也。夏父弗忌烝ノ祭リ
ヲシテ、僖公ノ神主ヲ閔公ノ上ニノボ

サントスル也。

〔雕題〕「春秋」在文公二年八月、則不当用冬祭。

此称「烝」者、蓋傳聞之謬。

この例では、韋昭が「烝」を「進める」と解釈しているのに対し、『聞書』は烝祭（冬の祭）と解釈しているとしている。一方、『雕題』は、「烝」字の解釈については『聞書』と同じものの、『春秋』に僖公の神主を大廟におさめたのが八月とあるから、烝祭が行われるはずがないとし、「烝」とあるのは、『國語』の記述 자체が誤りであるとしている。

ii 「国語」反胙於絳、（斎語）

〔韋昭注〕（前略）謂天子致祭胙、賞以大路龍旛、桓公於絳辭之。（中略）昭謂、人君即位、謂之踐胙。（後略）

〔聞書〕「反胙於絳」ハ、天子ヨリ祭リノヒモロギヲ、晋ノ地ノ絳ト云フ所ニテ桓公ニクダサレシヲ辞退シテカヘスト也。此ノ説非也。「胙」ハ位也。晋國ノタヘテ嗣キナキヲ、桓公セハヲシテ晋ノ惠公ヲ立テテ、諸侯ノ位ニ、晋ノ都絳ニテカヘシ復シテ、晋侯ヲ立ル也。

〔雕題〕「反胙」、不可通。蓋訛文。註謂是踐胙、諸侯豈得称踐祚哉。亦非「胙」字、妄哉。

韋昭注では、「胙」は「祭胙」という説を引用し、更に「胙」は「反胙」は（伝写の）誤りであると現行の「国語」本文自体を否定する立場をとり、また、「胙」は「踐祚」（天子が位に即くこと）という韋昭の説は、晋の惠公が諸侯であることから、間違っているとしている。

iii 『国語』雖蠍譜焉避之、不若戰也。（晋語）
〔韋昭注〕「蠍」、木蟲也。譜從中起、如蠍食木、

木不能避也。

〔聞書〕「雖蠍譜焉避之」ハ、「蠍」ハ木ヲ食ウ虫也。讒言ノ中ニアルコト蠍ノ木ヲ食ウ如ク、中ニ讒言アルコトヲ知ルトイヘドモ、我イヅクニコレヲサケンヤ。避ル所ナシト也。然レドモ蠍ハ木蟲ト云フハ、非也。「蠍」ハ、蛇蠍ノ蠍ニテ、マムシ也。マムシノサス如キ讒言アルトイヘドモ、我イヅクンゾサケノガレンヤ、サケノガルルコトヲセズト也。

〔雕題〕「蠍譜」者、状譜之毒、而非比喩。

韋昭注・〔聞書〕いすれも、「蠍譜」を、讒言の害が激烈で不可避なものであるとの譬えとして解釈している。両者の違いは、「蠍」を木を食い荒らす虫とするか、蝮とするかということだけである。それに對し、〔雕題〕は、「蠍譜」は讒言を形容したものであつて、韋昭注のような具体的な比喩を意図したものではないとしている。

このように、両者の性格は大きく異なる。こうした相違は、無論、ここに挙げた例ばかりでなく、全書を通じて見られるものである。同一人が別々の底本を用い、しかもこのように分裂した『国語』解釈をすることは、到底考えられない。〔聞書〕・〔雕題〕は、別人の撰によるも

のと断定してよいだろう。

ウナキ方へ流レタルヲ考ヘル也。

四

では、この二種類の『国語』注釈は、いざれが履軒の注釈なのであらうか。あるいは両者ともに履軒以外の人々のものなのだろうか。

『聞書』の方から検討すると、まず目につくことは、その注釈に首肯し難いものが多々みられるということである。例えば次のようなものが挙げられる。

i 「上国語定本殘」注 「雅暗三豕」ハ、子貢ガ豕ノ三四匹ワタリシヲ見テ、道ヲ論ゼシコトアルナリ。

故ニ道理ニクラキヲ三豕ニ暗シト云フ也。

「三豕涉（渡）河」は、『呂氏春秋』慎行論に見える、「己亥」を「三豕」と読み誤った故事を指し、転じて文字を誤用・誤読することの譬え。無論、三四匹の豚が河を渡つたのではない。ここでは、秦が自分は文字の用法・解釈に精通していない旨を言つてゐると考えられる。また、この故事に登場するのは子夏であつて、子貢としているのは誤り。

ii 「韋昭・国語解釈」注 「以世本考其流」ハ、世本

ハ世ニ行ハレアル『國語』ノ本ヲ以テ、其ノヨ

『史記』の、所謂三家注を幾らかでも読んでいれば、『世本』は司馬遷が『史記』撰述にあたつて参考にしたと考へられてゐる書物の名であることは分かる。この書名は『隋書』経籍志にもあり、当然韋昭も『国語』注の撰述に際して、同書を見ていたと考えられる。『史記雕題』の撰者・履軒が、『世本』の存在を知らなかつたとは、考えられない。無論、『史記雕題』でも、『世本』に對してこのような注釈はしていらない。

iii 「国語補音叙錄」注 「作『非國語』二篇」ハ、『國語』ヲ左丘明ノ作ニアラズト云フコトヲ論ゼシ

『非國語』二篇ヲツクルト也。

柳宗元『非國語』は、「越語ト」篇は左氏の作ではない、と述べてゐるのであつて、他の『国語』各篇は左氏の作としているので、この講釈は誤りである。講釈者は、『非國語』を読んでいなかつたのではないかと思われる。

iv 「韋昭略伝」注 「領左國史」ハ、『左傳』・『國語』ノ記録ヲツカサドル也。

『定本』注に「按此時華覈領右國史」とあり、『三国志』呉書・卷二十の華覈傳にも、「右國史を領す」とあることから、この注の講釈も誤りである。

v 「周語上」注 「班固人物表」ハ、人ノコトヲカキ

シ書物ノ名也。

これは韋昭注に「又班固人物表を按するに、伯御、懿公の兄の子」とあるのに対する講釈であるが、この注は、『漢書』卷二十・古今人表の記述を引用しているものである。この説明では、『漢書』とは別個の著作物と誤解してしまう。

以上の例から考へると、『聞書』は、中国古典に対する学識の、さほど高くなない人物の講義録と推定される。『史記雕題』等の優れた注釈を著している履軒が、このようないきなりの誤りを繰り返すとは、到底考へられない。

既に触れたように、国会図書館所蔵の聞書類の中には、中井履軒の講釈を採録している可能性のあるものもあり、その全てについて、講釈者を推定することは現段階では出来ないが、少なくとも『聞書』の講釈者は、履軒ではない。

では、『雕題』はどうであらうか。

二章で検討したように、『雕題』が用いた底本は、道春点本であったと推定される。これは、『天樂樓書籍遺藏目録』の「頭書 国語雕題五冊」という記述と合致する。もつとも、道春点本は、『定本』が出版される以前の通行本であり、同書を用いて書き入れを行つた学者は多数存在したと考へられるので、これだけでは無論、確証とはな

らない。

そこで、同一事項に対する『雕題』注と、履軒の他の注釈とを、比較・検討してみたい。比較の対象は『春秋左氏伝雕題略』等も考へられるが、ここでは春秋時代の歴史記録を含み、かつ原本が近年復刻されていて、第三者の検証が容易であるという理由から、『史記雕題』を用いる。

両者を対照すると、以下のように極めて類似した注釈を、数多く見出すことが出来る。

i 『国語』侯衛賓服、(周語上)

〔韋昭注〕此總言之也。「侯」、侯圻、「衛」、衛圻也。言自侯圻至衛圻、其間凡五圻、圻五百里、五五、二千五百里、中國之界也。謂之賓服。(後略)

『雕題』「侯衛」之侯与「侯服」之侯、不同。「侯

衛」、蓋伺侯外寇、掌守衛者也。亦是方

五百里、禹貢称綏服、是也。

『史記』侯衛賓服、(周本紀)

〔集解〕韋昭曰、此總言之也。「侯」、侯圻、「衛」、

衛圻也。

『史記雕題』「侯衛」、蓋伺侯外寇、而護衛内地

之義矣。賓服即禹貢之綏服。

「侯衛」の語に対し、韋昭は『周礼』夏官・職方氏の九服説に拠つて、侯圻から衛圻に至る地域（賓服）を総称したものと説く。一方、履軒は、外寇を伺い護衛を司る地域のことと、『尚書』禹貢の綏服に相当する地域としている。『史記雕題』も「守」と「護」の違いはあるが、同一の解釈をしている。

なお、『雕題』では、『周礼』を劉歆の偽作であるとし、九服説は劉歆が王莽に阿つて作り上げた妄説であると述べている（周語上）。『周礼』劉歆偽作説は、『史記雕題』等、履軒の他の撰述にも見える。また、五服は通常、正方形の重なりとされているが、『雕題』は「五服是円形重環矣。所謂規方千里、是也。不當作方形。」と、斬新な、しかし合理的な解釈を示している。この五服円形重環説は、履軒の自筆鈔本『履軒數聞』（大阪大学懐徳堂文庫所蔵）所載の図と合致する。

ii 『國語』是故周文公之頌曰、（周語上）

〔韋昭注〕「文公」、周公旦之謚也。（後略）
〔雕題〕「文公」、美号而已。義与文王・武王同。

『史記』是故周文公之頌曰、（周本紀）

〔集解〕韋昭曰、「文公」、周公旦之謚也。

〔史記雕題〕「文公」、亦是美稱耳。非謚。

『史記雕題』周本紀の、これよりも前の箇所で、履軒は「武王・周公の時、未だ謚有らざるなり。文王は只、號なるのみ。」という注を付している。履軒は、西周時代に謚法はまだ出来ていなかつたと考えていたようであるが、『雕題』の注は、その考えに合致するものである。

iii 『國語』飲小臣酒、亦斂。（晉語二）

〔韋昭注〕小臣、官名。掌陰事陰令閽士也。

〔雕題〕小臣如字。何官名之有。閭不亦無論。

〔集解〕韋昭曰、小臣、官名。掌陰事。今閭士也。

〔史記雕題〕小臣、謂使令微者。非官名。亦不必奄人（閭人と同義）。

この例は、驪姬が、義理の子である晋の太子を陥れるため、太子が献上した酒肉に毒を盛り、太子の父・献公が飲食する直前に「小臣」に毒味をさせた場面である。『国語』と『史記』とで、韋昭注に若干の異同があるが、「小臣」の解釈が、『雕題』と『史記雕題』とで、同じである。

iv 『國語』仲尼曰、「以丘所聞羊也。」（魯語下）

〔雕題〕虚誕怪説不足辨。

〔史記〕仲尼曰、「以丘所聞羊也。」（孔子世家）

〔史記雕題〕虚談。

この例は、齊の季桓子が、井を穿つて出てきたものの

ことについて、孔子に尋ねる場面のものである。履軒は「孔子世家」に見られる神秘的な逸話について、「孔子世家、虚談尤も多し。蓋し周末より漢に至るまで、諸子百家麗を附し説を作る者甚だ多し。」(『史記雕題』孔子世家)と述べ、それらが後世捏造されたものであるとしている。『史記雕題』では、他の篇においても同様の指摘をしているものが多く見受けられる。『雕題』も、この注も含め、怪異な事柄に対して否定的な立場をとっている(注8)。

▼『國語』(韋昭注) 太伯、太王之長子也。乃讓季歷

而奔荆蠻、文身斷髮、(吳語)

『雕題』文身斷髮、是仲雍矣。非太伯之事。左

傳有明文。不可誣矣。

『史記』於是太伯・仲雍二人、乃奔荆蠻、文身斷髮、

(吳太伯世家)

『史記雕題』据左傳、文身斷髮、是仲雍之事。

泰伯乃端委矣。『史記』似疏漏。

古公亶父の子、太伯・仲雍の二人が、入れ墨をして髪を切り、弟の季歷に譲ったことは『史記』周本紀にも見える。これらの『史記』の記述に基づき、一般的に吳国の大祖・太伯は「文身断髮」したとされている。しかし、『雕題』では、『左伝』哀公七年に「太伯は端委(礼装)して、以つて周禮を治めしに、仲雍之に嗣ぎて、文身断髮し」

とあるのに基づき、「文身断髮」したのは仲雍だけであるとして、それを否定している。『史記雕題』も、全く同一の注釈をしている。

このように、その注釈を比較対照してみると、単に表記が類似しているだけではなく、その解釈も『史記雕題』に見える履軒独特の解釈と、悉く一致する。

また、『史記雕題』・『雕題』両者が共通して、例えば「寇(寇)」のように、同一の俗字を用いていることや、また例えば「據(拠る)」字の替わりに「据」字を用いる等、文字の用法が類似していることも、『雕題』が履軒の手に成ったものであるとの証左とすることが出来るだろう。以上の理由から、『雕題』は履軒のものと考えてよいだ

ろう。

結

『国語雕題』原本は所在未詳であるが、他の現存する履軒の書き入れ本を見ると、頭書以外にも、訓点を書き改めたり、疑義のある注釈に傍線を引いたり、不審紙を貼つたりする等、彼の見解を窺うことのできるものが残されている。『国語雕題』についての、頭書以外の履軒の見解は、『国語雕題』原本、もしくは筑波本以外の鈔本が

発見されない限り、その全容を知ることは極めて困難であろう。また、筑波本の欠落部分（周語下・吳語の後半・越語上・越語下）も、他の篇において両者を比較する限り、『標註』の注釈は、原『国語雕題』から注釈が削られた成ったものと推定される。これらの篇の注釈についても、その全てを復原することは、現段階では困難である。

私は、『国語雕題』原本及び鈔写本の探索に今後も努力していくが、一方で、『標註』と筑波本との両者を校合し、稿本『国語雕題』の復刻刊行をする予定である。かつて『国語』は「左国史漢」と称せられ、平安朝以来、文章家の必読書とされてきた。それにも関わらず、『国語』は他の三書に比して、適切な注釈に恵まれていなかつたようと思われる。その為、『国語』には解釈上、結論の出でない箇所も多い。こうした障害を克服する上で、また、中井履軒・懷徳堂学派の研究においても、『国語雕題』の復刻は必ずや裨益するものと確信する。

また、『国語雕題』以外の邦人『国語』注釈についても、適切な評価・活用をしていくべきであると考える。従来、韋昭注が『国語』読解の際、必備の文献とされてきた。また、日本の『国語』注としては、秦滄浪『定本』が「江戸時代邦人の『国語』研究としてはもつともすぐれている」（大野峻『新釈漢文大系 国語』・上巻五十二頁・昭

和五十年十二月・明治書院刊）とされていた。だが、近世日本の儒者の『国語』注を調査してみると、従来、韋昭注を利用し、『定本』を最も高く評価してきたことに、疑問を感じざるを得ない。既に指摘したように、『国語雕題』は韋昭注の誤りを正すものが多数見られるが、それ以外にも、例えば渡辺蒙庵『春秋外伝国語解刪補』は、韋昭注の拙劣を指摘する注を多数含んでいる。また例えば、亀井昭陽『国語考』には、韋昭注を批判する注の他に、しばしば秦注の不備を突く、説得力のある説が多数見られる。近世日本における、これらの『国語』注の堆積は、質量共に清儒のそれに匹敵、若しくはそれを上回るものであると考えられる。履軒の注釈も含め、これらの注釈を再評価していくことは、単に日本漢文学史研究にとつて必要であるだけでなく、『国語』研究にとつても、極めて有益なことであると考える。

〔付記〕本稿を成すにあたり、大阪大学附属図書館・筑波大学附属図書館には格別の御高配を賜つた。記して深謝申し上げる。

(1) 平成八年までに発表された懷德堂関係の論考は、釜田啓市「懷德堂関係研究論考目録」(一九九七年八月・『中国研究集刊』暑号所収)にまとめられている。その中には、履軒の諸難題類についての論考も、幾つか収められている。

(2) 樊仲山父諫曰、『不可立也、不順必犯、(後略)』(周語上)

『定本』一説、「不可」句、「立也」屬下句讀。

『國語考』秦引一説。噫、小兒之言。可目以一説乎。

(3) 林羅山が訓点を施した『國語』刊本には、長沢規矩也『和刻本漢籍分類目録』(昭和五十一年十月・汲古書院刊)に拠

れば、十冊本と五冊本とがある(同書七十四頁)。筑波本に収められている注釈は、宝曆十一年の修訂本もしくはその後印本(いずれも五冊本)を底本に撰されたと推定される。

(4) 表に掲げた各本の撰者と刊行年は、次の通り。

道春点本・林羅山(一五三八~一六五七)

千葉本・千葉芸閣・天明六(一七八六)年

冢田本・冢田大峯・享和元(一八〇一)年

覆天聖明道本・文化元(一八〇四)年

『定本』・秦滄浪・文化六(一八〇九)年

(5) 『國語』の伝本は、所謂『天聖明道本』と『宋公序本』

の一系統がある。日本で出版されたものは、ほとんどが『宋公序本』の系統に属し、道春点本もこの系統のものである。

『定本』も同じく『宋公序本』の系統であるが、秦滄浪は『天聖明道本』等によつて校合しており、道春点本と表記の異なる箇所が多数ある。

(6) いすれも筑波本所収の注。『標註』では、『定本』に『難題』を加える形式を採つたため、これらの注は削除されて

いる。

(7) 『國語』の引用に際しては、道春点本を使用した。また、

この後の『史記』の引用にも、履軒が注釈の書き入れに用いた、八尾再刻版『史記評林』を使用した。

(8) 例えは次のようないある。

◎幽王二年、西周の三川流域に地震が起きた時、伯陽父が周の滅亡を預言したことに対し、「災異家之言、無足辨。」と述べていること。(周語上)

◎夏父弗忌を埋葬した後に、土中の棺槨が燃え、煙が墓の上にまで昇ってきたといつて、「とに対し、「怪説、不足辨。」と切り捨てていること。(魯語下)

◎周の史伯が鄭の桓公に、周の宣王の時にあつた奇妙なことを語つていて、「とに対し、「怪説、可厭。」としていること。(鄭語)